

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○宮城県議会定例会の招集 (財政課)	一
○県営土地改良事業の換地計画に関する換地を定めない土地としての指定 (農村整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課)	一
○道路の供用開始 (道路課)	一
○土地改良区役員の退任の届出 (仙台地方振興事務所)	二
○選挙管理委員会	
○富谷町議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査申立に対する裁 決	二
○収用委員会	
○国道四十五号風越一号事件及び国道四十五号風越二号事件審理の開始	八

告 示

○宮城県告示第百十六号
平成二十八年二月十六日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。
平成二十八年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百十七号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業岩沼地区について樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、換地を定めない土地として指定した。

平成二十八年二月九日

換地を定めない土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積 m ²
同	同	同	三〇一二	同	同	四・八七
同	同	同	二九一二	同	同	七・二三
岩沼市	下野郷	新藤曾根	二八一六	田	田	〇・三六

○宮城県告示第百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

宮城県知事 村井嘉浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市松崎片浜三番地先から 気仙沼市松崎中瀬七〇番地先まで	平成二十八年 二月九日

○宮城県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、宮城県七ヶ浜町七ヶ浜土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年二月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 宮崎博之

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年二月二十日	仁田 勇	宮城県七ヶ浜町花洲浜字上ノ山八十二番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第十一号

平成二十七年八月三十日執行の富谷町議会議員一般選挙に係る当選の効力に関し、黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目七番一三号 白木敏夫外一名から申立てのあった審査申立てについて、当委員会は、平成二十八年二月一日次のとおり裁決した。

平成二十八年二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

裁 決 書

宮城県黒川郡富谷町富ヶ丘三丁目7番13号
審査申立人 白木敏夫

宮城県黒川郡富谷町石台一丁目24番地12
審査申立人 岩田士郎

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年12月2日付けで提起された平成27年8月30日執行の富谷町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、宮城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

申 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての趣旨及び理由

1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人浅野幹雄（以下「当選人」という。）の当選の効力に関する異議の申出について、富谷町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）が平成27年11月12日、異議の申出を棄却する決定（以下「原決定」という。）を行ったので、原決定を不服として、同年12月2日、当委員会に対し、原決定を取り消し、当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めるといふものである。

2 審査の申立ての理由

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

(1) 原決定は、主として当選人の住所の認定に当たり、総務省統計局「家計調査」での2人世帯における光熱水費平均使用量と各家庭所在地における電気・ガス・水道の使用実態を比較し、宮城県黒川郡大和町宮床字大柵3番地3（以下「宮床宅」という。）での使用量がわずかであること
を理由とし、当該地を住所地ではないとしている。

この場合において、総務省統計局「家計調査」には、「2人世帯」の統計は存在せず、「2人以上世帯」の統計が存在するのみであるから、当選人が「2人世帯」とした場合、統計値が各使用実態に比較し、高い値を示すのは明らかである。

また、冬期の使用量に対し、使用実態として示される4月から9月の使用量は低くなるので、統計値が年間の平均値とすれば、統計値は、各使用実態に比較し高い値を示すことになる。さらに、原決定は、各使用実態に影響を与える当選人の生活実態に係る認定がされていない。以上から、使用実態と統計値との比較は、慎重に行うべきである。

(2) 宮城県黒川郡富谷町鷹乃杜四丁目10番3号(以下「鷹乃杜宅」という。)における光熱水費は、選挙に近接した9月に使用量がいずれも最大となり、一方、宮床宅は電気使用量を除いてほとんど使用量がないことから、本件選挙直前に宮床宅から鷹乃杜宅に当選人が移動したとの仮説が成り立ち、その検証のためには、平成27年10月以降の光熱水費も調べる必要がある。

(3) 宮床宅の光熱水費は、一人暮らし世帯とすれば不自然ではないにもかかわらず、この点に関する合理的な理由が示されていない。

そもそも、当選人が配偶者と起居飲食をともにしていることの真偽は、不明である。また、水道の使用量については、当選人が主張する月当たり5回程度の利用では、7㎡ないし8㎡に到達するのは困難である。

(4) 当選人の住所の認定に当たっては、宮床宅及び富沢の居住地での状況を把握する必要がある。

(5) 鷹乃杜宅に居住していると思ふ旨、宮床宅には居住している様子はない旨の証言について、具体的証言内容・証言状況が不明であり、過度に重視すべきものではない。

また、当選人の鷹乃杜宅居住を否定する証言は、確実な根拠がなければ到底できることではないので信用すべきである。

争 点

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第9条第2項には、「日本国民たる年齢満20年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定され、また同じく法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると規定されている。

今回、審査において争点となるのは、当選人が、本件選挙に係る被選挙権の要件である本件選挙の期日まで引き続き3箇月間、すなわち平成27年5月30日から同年8月30日までの間(以下「本件期間」という。)、富谷町内に住所を有していたかどうか問題となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを受理した後、町委員会から弁明書の提出を求め、これを徴すると

ともに、申立人に当該弁明書を提示したうえで、反論書の提出を受けた。

また、町委員会及び各関係機関に対して関係する証拠物件の提出を求めるとともに、当選人に証言を求め、慎重に審理を行った。

なお、申立人から証言聴取の要請があった3人の関係人については、当委員会から証言の要請を行ったが、各々関係人本人からの証言辞退の申出があり、証言を得ることはできなかった。

1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法(明治29年法律第89号)第22条で「各人の生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、また、判例としては、昭和23年12月18日最高裁判所判決において、「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」とされている。

さらに、昭和35年3月22日最高裁判所判決では、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的な生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」とされている。関連して、平成9年8月25日最高裁判所判決では、「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできないのである。」とされている。

加えて、平成23年12月20日大阪高等裁判所判決では、「各人が起居の場所としている住居等の所在地が客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かは、社会通念に照らして諸般の事情を考慮した上で総合判断されるものと解するのが相当である」とされている。

以上を踏まえて、当委員会が申立人の主張について審理した結果は次のとおりである。

2 当委員会の判断の基礎となる資料の概要

(1) 当選人の住民票の記載内容

町委員会から提出された当選人の住民票によれば、昭和50年10月19日を転入日として、前住所地である当時の仙台市鉤取字寺西12番地の2から鷹乃杜宅に転入した旨を同日付けで富谷町長に届け出たとされており、その後、富谷町内での転居又は富谷町外への転出の届出はない。

(2) 町委員会における当選人の証言内容

町委員会では当選人へ尋問を行い、以下の証言を得ている。
ア 鷹乃杜宅に継続して居住している。

イ 宮床宅は、当選人の実家であり、当選人の父が平成20年に死亡して以降は、住宅及び畑の管理を定期的に行う必要が生じ、月に5回程度鷹乃杜宅と往復若しくは妻（未届）（以下「妻」という。）と寝泊まりすることがある。

ウ 当選人は、宮床宅について大和町税務課から「大和町内に事業所及び別荘等をお持ちの皆様へ」という通知があったことを踏まえ、別荘と公にも認識されている住宅である。

(3) 町委員会における聴取り調査の内容
町委員会では、鷹乃杜宅の近隣住民及び宮床宅の異議申出人の推薦する者を含む近隣住民からの聴取り調査を実施し、鷹乃杜宅近隣では、当選人が当該宅に居住しているものと思う旨、宮床宅近隣においては、当選人が宮床宅に居住している様子がない旨の供述があった。

(4) 当選人及び各関係機関から提出された証拠物件に基づく鷹乃杜宅、宮床宅及び富沢宅の所有者及び電気・ガス・水道の使用状況等

ア 鷹乃杜宅

(ア) 鷹乃杜宅における土地、建物は当選人の所有となっている。

(イ) 鷹乃杜宅における電気の使用の契約者は、当選人の子となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用 期 間	使用 量
平成27年4月	754kWh
平成27年5月	653kWh
平成27年6月	539kWh
平成27年7月	737kWh
平成27年8月	868kWh
平成27年9月	897kWh

(ウ) 鷹乃杜宅におけるガスの使用の契約は2本となっている。契約者は当選人であり、その使用状況は次のとおりである。

使用 期 間	使用 量
平成27年4月	188kWh

使用 期 間	使用 量		計
	メーター1	メーター2	
平成27年3月18日～同年4月18日	9㎡	34㎡	43㎡
平成27年4月18日～同年5月19日	9㎡	26㎡	35㎡
平成27年5月19日～同年6月18日	8㎡	26㎡	34㎡
平成27年6月18日～同年7月17日	8㎡	21㎡	29㎡
平成27年7月17日～同年8月19日	8㎡	25㎡	33㎡
平成27年8月19日～同年9月18日	13㎡	32㎡	45㎡

(エ) 鷹乃杜宅における水道の使用の契約は2本となっている。契約者は当選人の子の夫であり、その使用状況は次のとおりである。

使用 期 間	使用 量		
	メーター1	メーター2	計
平成27年4月～同年5月	20㎡	32㎡	52㎡
平成27年6月～同年7月	27㎡	36㎡	63㎡
平成27年8月～同年9月	46㎡	65㎡	111㎡

イ 宮床宅

(ア) 宮床宅所在の土地については、持分が当選人3分の2、当選人の子3分の1の共有であり、建物については当選人の単独所有となっている。

(イ) 宮床宅における電気の使用の契約者は、当選人となっており、その使用状況は次のとおりである。

使用 期 間	使用 量
平成27年4月	188kWh

平成27年5月	153kWh
平成27年6月	129kWh
平成27年7月	171kWh
平成27年8月	119kWh
平成27年9月	136kWh

(ウ) 宮床宅におけるガスの使用の契約者は、当選人となっており、その使用状況は次のとおりである。

使 用 期 間	使 用 量
平成27年3月31日～同年4月30日	2.9㎡
平成27年4月30日～同年5月31日	0.8㎡
平成27年5月31日～同年6月30日	1.3㎡
平成27年6月30日～同年7月31日	0.5㎡
平成27年7月31日～同年8月31日	0.1㎡
平成27年8月31日～同年9月30日	0.4㎡

(エ) 宮床宅における水道の使用の契約者は、当選人となっており、その使用状況は次のとおりである。

使 用 期 間	使 用 量
平成27年4月3日～同年5月4日	12㎡
平成27年5月4日～同年6月2日	7㎡
平成27年6月2日～同年7月2日	8㎡

平成27年7月2日～同年8月3日	7㎡
平成27年8月3日～同年9月7日	1㎡
平成27年9月7日～同年10月5日	6㎡

ウ 富沢宅

(ア) 申立人が主張する富沢の居住地とは、仙台市太白区富沢二丁目8番17号（以下「富沢宅」という。）であり、当該住所に係る住民票には、現在、当選人の妻の子、その夫及びその子が2人が登録されている。

(イ) 富沢宅の土地、建物は当選人の妻の所有となっている。

(ウ) 富沢宅における電気の使用の契約者は、当選人の妻の子の夫となっており、その使用状況は次のとおりである。

使 用 期 間	使 用 量
平成27年4月	300kWh
平成27年5月	204kWh
平成27年6月	174kWh
平成27年7月	225kWh
平成27年8月	287kWh
平成27年9月	237kWh

(エ) 富沢宅におけるガスの使用の契約者は、当選人の妻の父（故人）となっており、その使用状況は次のとおりである。

使 用 期 間	使 用 量
平成27年4月	82㎡
平成27年5月	68㎡

平成27年6月	51㎡
平成27年7月	41㎡
平成27年8月	32㎡
平成27年9月	33㎡

(イ) 富沢宅における水道の使用の契約者は、当選人の妻となっており、その使用状況は次のとおりである。

使 用 期 間	使 用 量
平成27年3月21日～同年5月20日	58㎡
平成27年5月21日～同年7月20日	61㎡
平成27年7月21日～同年9月20日	71㎡
平成27年9月21日～同年11月20日	64㎡

(5) 当委員会における当選人の証言内容

当委員会において、当選人に対する尋問を行い、次の証言を得ている。

ア 鷹乃杜宅

(イ) 本件期間において、鷹乃杜宅には、住民票に当選人、妻、子、子の夫及び子の子2人が登録されているが、子の子のうち1人は、住所を鷹乃杜のままにして、埼玉県の大学に通っており、帰省してくる長期休暇期間以外は、5人での居住となっている。

(ロ) 大学に通っている子の子については、本件期間内である平成27年8月14日から9月27日の間に在宅しており、その間、本件選挙への投票の他、採用試験の受験など就職活動を行っている。

(ハ) 現在の鷹乃杜宅所在地については、昭和47年に取得した土地に加え、東側の隣接地を購入し、同地に平成4年に増築している。

(ニ) 増築した際に、風呂を東側に移設し、西側のダイニングキッチンを増築した。

水回り施設は、西側にはダイニングキッチン及び水洗トイレがあり、増築した東側には風呂、洗面所及び水洗トイレがある。

風呂、洗面所及び水洗トイレがある。

(イ) 西側の建物と増築した東側の建物には段差があることから、水道、ガスについては、それぞれ富谷町、設置業者との調整により、安全性及び経済性を鑑み、増築した東側にも別系統で追加したため、各二つの契約となった。ただし、電気については、東北電力での取扱いが、ひと続きの家屋は一つの契約とされている。

(ロ) 鷹乃杜宅のガス及び水道は二つの契約ではあるが、子夫婦及び孫とは別々に生活しているわけではなく、洗面所及び風呂をともに使用するとともに、食事をする場所であるダイニングキッチンも1箇所であり、一緒に生活している。

イ 宮床宅

(イ) 宮床宅は、別荘として使用しており、本件期間中においては誰も居住していない。

(ロ) 週末に1泊又は2泊し、割合としては、土・日・月の2泊が多い。本件期間中5月から7月にかけては、月に4、5回程度、計15回程度宿泊し、8月は、選挙のため宿泊していない。

また、宿泊に際しては、2か月に1から2回程度、50年来の友人夫婦を招き、一緒に過ごしている。

30坪ほどの家庭菜園があり、手入れを行うため、日帰りでよく行く。

4月の春休みに、妻の孫2人が宿泊した。

(ハ) ガス及び水道については、訪れたときの風呂及び調理に使用し、雨が降らない日が続いたときは、盆栽への散水を行っている。

電気については、宿泊時の冷暖房や照明の他、冷蔵庫は常時電源が入っている。

トイレは水洗である。

ウ 富沢宅

富沢宅は妻の子夫婦とその子2人の4人が、平成17年から居住している。

当選人自身は、平成19年の1月に妻の親が亡くなって以来、泊まる部屋もないことから、富沢宅に宿泊はしていない

エ 平成27年8月18日から同年9月6日までの鷹乃杜宅及び宮床宅の使用状況

平成27年8月18日から同年9月6日までの期間は、鷹乃杜宅の和室を選挙事務所を使用していたこともあり、その期間は選挙事務所の手伝いの人や後援会の会員が集まり、光熱水の使用が増えている。

一方、選挙期間中のため、宮床宅に宿泊していないが、後援会の会員が、選挙運動用の葉書の宛名書きを宮床宅で行ったため、7月末からエアコンを使用、さらに湯茶提供のため、ガス・

水道を使っている。
 3 当委員会の判断
 当委員会は、上記2(4)に基づき、本件期間における当選人の生活の実態を推認のうえ、当選人の住所について判断する。

(1) 電気、ガス、水道の使用状況による住所の推認
 申立人は上記審査申立の趣旨及び理由2(1)において、町委員会が引用する「総務省統計局『家計調査』」について、町委員会が「2人以上世帯」の統計を「2人世帯」の統計として当選人の居住関係を認定している不備等を指摘している。

当該調査は、「2人以上世帯」に係る統計調査であり、申立人の指摘のとおりであるので、当委員会においては、この点を踏まえるとともに、有用な別指標の検索を行い、それらを総合して、比較を行うこととした。

ア 電気使用量

改めて、家計調査における「2人以上世帯」での電気使用量を確認したところ、直近のデータは次のとおりである。なお、調査対象世帯の構成人員数は、2012年が307人、2013年が305人、2014年で303人である。

家計調査 追加参考図表「電気使用量の推移」より抜粋（1世帯当たり電気使用量(kWh)） 総務省統計局 平成27年1月30日

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
2012年	558,633	596,906	561,377	512,439	433,403	355,084	342,348	412,684	439,541	380,567	364,799	444,148	430,161
2013年	567,882	578,731	542,999	456,730	410,380	344,294	396,615	424,095	444,039	373,944	371,685	425,807	441,182
2014年	561,188	575,942	560,568	475,115	396,615	342,785	332,324	392,008	391,780	352,329	349,158	408,069	428,157
月平均	562,568	583,860	554,981	481,428	413,466	347,388	342,755	409,596	425,120	368,947	361,881	426,008	439,833

注) 家計調査では、電気(代等の支払金額及び使用量については、請求やメーカーの検針があった日ではなく、調査世帯が実際に支払った日(口座振替の場合は口座振替日)に家計簿に記入される。したがって、利用(購入)月と支払月に違いがあるため、月次の変化をみる際は注意が必要である。

イ ガス使用量

プロパンガスについては、平成18年度まで資源エネルギー庁が実施していた「プロパンガス消費実態調査」を基準として採用する。

調査は、全国8,856世帯(平均世帯構成人員3.3人)、うち宮城県では102世帯を対象としたもので、平成18年度の都道府県単位での月ごとの使用量を次のようにまとめている。

単位: m³

宮城県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
H18年度	8.4	7.7	7.1	6.3	5.8	5.7	7.5	8.6	9.3	10.6	10.0	9.3	8.0

ウ 水道使用量

水道使用量については、平成26年度市町村決算統計から富谷町水道事業に係るデータを抽出し、日当たりの家庭用有収水量を給水人口で除し、富谷町民1人・1日当たりの水道使用量を算出し、基準とする。
 9,707m³/日(家庭用・有収水量) ÷ 48,603人(給水人口) = 199.7L/人・日
 また、月30日で計算すると約6m³/月・人となる。

エ 上記アないしウの検討

(ア) 富沢宅

富沢宅については、妻の子世帯が生活していることに疑いはなく、また、妻の子の成長に伴う富沢宅における間取りの関係から、空き部屋がなく、平成19年1月以降、宿泊していないとの証言は、信用するに足りると判断し、電気・ガス・水道に係る使用量は、検討の対象外とする。

(イ) 宮床宅

本件期間における宮床宅での電気、ガス、水道の使用状況を、各基準とする統計資料と比較し、居住の有無を推定することとする。

電気の使用量は、基準値(前記アの家計調査追加参考図表の月平均欄の各月の使用量。なお、世帯構成員数は3.05人である。)の半分以下であるところ、世帯構成員数で除した基準値(いずれも小数点以下2桁を四捨五入しており、順次、135.6kWh、113.9kWh、112.4kWh、134.3kWhである。)に対しては、大きな開差がないものと認められる。

また、ガスの使用量は、基準値(前記イの表の各月の使用量。なお世帯構成員数は3.3人である。)の2割以下であるところ、世帯構成員数で除した基準値(いずれも小数点以下2桁を四捨五入しており、順次、2.3m³、2.2m³、1.9m³、1.8m³である。)に対しても、6割以下にとどまっている。

さらに水道の使用量は、1人当たりの基準値(前記ア。約6m³/月・人)に対して大きな開差がないものと認められる。

したがって、上記電気、ガス、水道の使用状況をもって、当選人と妻の両名が宮床宅で生活していたものと認めることはできないところ、町委員会における当選人の証言などに照らしても、当選人が単独で宮床宅に滞在していたものとは到底認められない。

一方、当選人の証言による利用形態での月間の延べ滞在人員数は、2泊3日で48時間の滞在を夫婦で月5回とすると延べ20人、うち友人夫婦同伴月1回で延べ4人とすると、合計で延べ24人となり、月換算では0.8人のひと月の使用量となる。

これらと合わせ、妻の孫の滞在や選挙準備での利用を考慮すると、当選人の証言による利用形態での宮床における使用量は妥当なものと認められ、当選人が主張する利用形態での使用量としては過大であるとの申立人の主張は理由がなく、当選人の生活の本拠とする理由はないものと判断する。

また、鷹乃杜宅の9月のガス、水道の使用量が最大となる状況から、9月に当選人が宮床宅から鷹乃杜宅に移動したとする申立人主張に係る反証についても、宮床宅の9月の各使用量が前月に比して減少していないこと及び当選人の大学生の孫が同月鷹乃杜宅に滞在していたとする当選人の証言などに照らして、理由がないものと判断する。

なお、申立人は昨年10月以降の光熱水費の調査を主張するが、当委員会では、その調査結果の如何で、本件期間における居住の認定が変わるものとは考えられず、当該調査は採用しないものとした。

(ウ) 鷹乃杜宅

鷹乃杜宅における電気、ガス、水道の使用状況については、各基準値を上回り、本件期間について当選人、妻、子夫婦及び孫の5人が居住し、選挙事務所等における使用実態とする当選人の証言に反しておらず、生活の本拠であることを否定するものとは認められない。

なお、各種統計値との比較は、鷹乃杜宅に当選人の生活の本拠があるか否かの判断材料の一つにしているにすぎず、その比較のみをもって鷹乃杜宅に当選人の生活の本拠があると判断するものではない。

(2) 町委員会における聴取調査

町委員会が聴取調査を行った者について、申立人は、いずれも当選人の居住に関心がなく、「当然富谷町に居住している」という先入観のある者であった可能性があるとの主張するが、町委員会では、対象者が認識している事実を聴取調査しており、当該調査の有効性に疑念が生じるものではないと考えられる。したがって、近隣住民の証言は、町委員会の決定の判断材料の一つとして十分に認められるものである。

(3) まとめ

以上のとおり、本件期間中における当選人の生活においては、鷹乃杜宅が、当選人、妻、子夫婦及び孫が居住している家庭生活の中心であって、当選人の生活に最も関係の深い生活の中心であることが認められる。

そして、宮床宅については、当選人が電気・ガス・水道を使用していたことが確認できるものの、当選人の実家でもあることから宮床宅に訪れる理由及び光熱水費の使用状況については別荘として使用していたものと判断する。

さらに、富沢宅については、妻の子の世帯が本件期間中において居住しており、当選人は訪れていないことから、当選人の生活の本拠が富沢宅であると認めることはできないものと判断する。そこで、本件期間における当選人の生活の本拠は、宮床宅又は富沢宅にはなく、鷹乃杜宅にあったと解するのが相当である。

したがって、当選人は、平成27年8月30日の時点で、引き続き3箇月以上富谷町内に住所を有していると認められることから、当選人は本件選挙における被選挙権を有していたものである。

よって、申立人の主張には理由がなく、原決定を取り消すべきとする申立人の審査の申立てについて、公職選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第2項の規定に基づき、本文のとおり裁決する。

平成28年2月1日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝
委員 齊藤幸治
委員 川村武
委員 佐々木とし子

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第二十号

国土交通大臣起業の①一般国道四十五号改築工事並びにこれに伴う市道「普通河川及び農業用道路付替工事」②一般国道四十五号改築工事及びこれに伴う一般国道付替工事に係る土地収用事件（国道四十五号風越一号事件及び国道四十五号風越二号事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十八年二月九日

宮城県収用委員会

- 一 日時 平成二十八年三月十四日（月）午後二時から
- 二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室
- 三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等